

特定(産業別)最低賃金の日本標準産業分類表

件 名	岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金
適用する 使用者	岡山県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者
日本標準産業分類(平成19年11月改訂)	
E31	輸送用機械器具製造業
E310	管理、補助的経済活動を行う事業所 (31 輸送用機械器具製造業)
E3100	主として管理事務を行う本社等
E3109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E311	自動車・同附属品製造業
E3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)
E3112	自動車車体・附随車製造業
E3113	自動車部分品・附属品製造業
E312	鉄道車両・同部分品製造業(岡山県最低賃金適用)
E313	船舶製造・修理業、船用機関製造業 (岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金適用)
E314	航空機・同附属品製造業(岡山県最低賃金適用)
E315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業(岡山県最低賃金適用)
E319	その他の輸送用機械器具製造業(岡山県最低賃金適用)
L7282	純粹持株会社

- 適用除外労働者
- 1 18歳未満又は65歳以上の者
 - 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注) E310、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。